

公益通報者保護法における通報体制整備の義務化に関する意見照会 回答とりまとめ概要

●調査概要

経済委員会委員・担当役員都市（令和元年12月23日現在・91都市）に対し、公益通報者保護法における通報体制整備の義務化について、「内部・外部通報対応体制の整備」及び「通報体制整備に係る詳細を法律上の指針に記載すること」等に関する意見照会を実施。（回答都市数：63都市、回答率：69%）

●調査結果概要

1. 「内部通報対応体制整備」に関する意見の概要

内部通報体制については、経済委員会委員・担当役員都市のうち約8割が既に整備していることもあり、否定的な意見は少数であった。

【内部通報対応体制整備の必要性を容認】

- ・ 通報者が安心して通報できる環境を整備し、不正の早期発見、被害の未然防止・拡大防止、事業者の意識改革、健全化を図るためにも、内部通報対応体制の整備の義務化は必要である。
- ・ 地方公共団体における内部の職員等からの法令違反等に関する通報の適切な取扱いについて、法令遵守を推進するため、内部通報対応体制の整備は適切に行うことは重要である。
- ・ 既存の体制を活かすことができれば良いと考える。

【地方の裁量に委ねるべき】

- ・ 自治体のおかれている状況はそれぞれ異なるため、地方分権の観点からも、義務化ではなく地方の裁量に委ねるべきである。

2. 「外部通報対応体制整備」に関する意見の概要

外部通報体制については、義務付けられなくとも、対応体制は整っていることから、都市自治体の実情に応じた仕組みとすべきとの意見が多く見受けられた。

- ・ 各部署において適切に通報対応できると考えられるため、通報専用窓口の設置の義務付けは不要である。
- ・ 体制整備を義務付けせずとも、広報広聴部門等で対応体制が整っているため、地方の実情に応じた仕組みとすること。
- ・ 外部通報体制整備は義務化を行うのではなく、地方分権の観点から地方の裁量に委ねられるよう柔軟な仕組みとすべきである。

3. 「通報体制整備の詳細を法律上の指針に記載すること」に関する意見の概要

内部通報体制については、セクハラ相談体制の指針と同様の内容とのことであり、詳細を指針に記載することについて、特に問題ないとする意見など肯定的な意見がある一方、法律上の指針としない現行の取扱が望ましいとするなどの否定的な意見は少数であった。

しかしながら、外部通報体制については、地方の裁量を許さない「従うべき基準」を設定することとなるため、容認できないとの意見や都市自治体の実情に応じた仕組みとすべきなど、否定的な意見が最も多く、自治体関係者の参画を得ることなどの条件付きで容認する意見があったものの、肯定的な意見は少数であった。

外部通報体制に関する意見

【法律上の指針を策定することは容認できない】

- ・ 通報体制整備の詳細を法律上の指針に規定することについては、地方の裁量を許さない「従うべき基準」を設定するものであり、容認できない。
- ・ 体制整備など「窓口」を設置すれば、この制度が活用されるという安易な考えを改めるべきである。
- ・ 当市では通報実績はごく僅かであり、体制として整備すべき必要性が感じられない実態である。指針が策定されても、実質上の効果が見込めないことから、詳細を記載することは不要である。

【都市自治体の実情に応じた仕組みとすべき】

- ・ 全国一律の基準を設定することにより地域の実情に応じた運営に支障が生じる自治体も出てくるので、都市自治体の実情に応じて適切に判断できるよう柔軟な仕組みとすべきである。
- ・ 対応体制については各自治体の事情に合わせて運用すべきであり、一律的な指針に詳細を記載することは慎重であるべきである。

条件付きで容認

【自治体関係者等の参画を得て策定する指針であれば容認】

- ・ 地方公共団体の参画を得て策定する指針であれば、問題ないとする。
- ・ 指針の策定に当たっては、事業者関係者・有識者等の参画を得るだけでなく、意見が十分に反映された指針となるよう、格段の配慮を求める。

【地方公共団体の位置づけを条文に明記すべき】

- ・ 地方公共団体に関与を行うのであれば、条文に明記すべきである。そのうえで法解釈としての指針として記載するのが望ましい。指針によって地方公共団体に対応を求め、その結果の責任はそれぞれの団体にとらせるという構造にならないよう留意いただきたい。

【その他】

- ・ 地域に応じた体制構築を実現する方向の内容である場合に限り、指針の形式で行うことは妥当と考える。